

医療法人社団まりも会施設管理規程

医療法人社団まりも会

令和元年5月8日

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団まりも会（以下「当会」という。）の敷地、建物及び諸設備（以下「施設等」という。）の管理及び秩序保全に関し必要な事項を定め、施設内における当会業務の正常な運営の確保及び患者、患者家族等、当会利用者、利用者家族等及び当会の業務を受託した者並びに当会従業員（以下「当会関係者」という。）に対する影響を排除することを目的とする。

(施設管理者等)

第2条 施設の秩序の維持及びその保全管理のため、施設管理者を置く。

2 施設管理者は、理事長をもって充てる。

3 施設管理者の補助者として、事務長をもって充て、施設管理者を補佐するものとし、施設管理者に事故あるとき又は施設管理者が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(従業員の協力義務)

第3条 従業員は、当会の施設管理に必要な事項について、施設管理者又は補助者に通報、連絡その他臨機の措置を講じるとともに、施設管理者又は補助者が施設の取締りについて必要な指示をしたときは、その指示を誠実に守らなければならない。

(禁止行為)

第4条 何人も施設内においては、特別の要求を達成する手段として行う集団示威行為、業務の執行を妨げ、若しくは妨げるおそれがある行為又は施設本来の用途を阻害し、若しくは阻害するおそれがある行為をしてはならない。

(許可を要する行為)

第5条 施設内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、当会が必要として役務及び工事等を委託し、それを受託した者が仕様書に基づき契約を履行しようとする場合については、この限りではない。

(1) 陳情等を目的として多数集合して、施設内に立ち入ること。

(2) 業務以外の目的をもって、施設等を使用すること。

(3) 契約の勧誘、物品の販売、寄附の募集、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。

(4) 宣伝その他これに類する行為をすること。

(5) 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置をすること。

(6) 仮設工作物の設置その他施設を一時かつ特別に使用すること。

(7) その他施設管理者が許可を必要と認める行為をすること。

(許可申込み等)

第6条 前条の許可を受けようとする者は、あらかじめ施設使用許可願（様式第1号）を施設管理者に提出しなければならない。

2 施設管理者は、前項の申込みがあったときは、当該行為の目的が正当で、施設の適正

な管理及び災害の防止に支障がないと認める場合は、許可することができる。この場合において、施設管理者は、必要と認めるときは、第7条の定め以外の条件を付することができる。

- 3 施設管理者は、前項の許可を決定したときは、当該申込人に対し、施設使用許可書（様式第2号）及び許可を受け当会に立ち入りを行う者に対する許可証（様式第3号）を交付する。

（遵守事項）

第7条 前条の定めにより許可を受けた者（以下「許可者」という。）は、施設内においては許可証及び許可者が所属する組織が発行した身分証等を、常に第三者が容易に確認できる位置に着用すると共に許可を受けた行為が終了したときには、遅滞なく施設管理者に返還しなければならない。

- 2 許可者は服装を清潔かつ清楚な装いとすよう努め、不要な会話及び許可を得た行為以外での携帯電話、スマートフォン及びモバイル端末等の情報関連機器の使用は慎まなければならない。
- 3 許可者は、許可を得た行為を行うことで知り得た当会の各種情報及び当会関係者の個人情報や秘密情報を、施設使用中及び使用後に限らず、許可を受けた行為以外に利用したり他に漏洩してはならない。ただし、事前に当会や当会関係者の許可を得た場合にはこの限りではない。
- 4 前項の行為により、許可を受けた者が当会又は当会関係者に損害を与えた場合には、その損害に対し賠償に応じなければならない。
- 5 施設管理者は、許可者が前各項を遵守しないと認めたときは、直ちに許可を取り消すものとする。

（立入制限又は禁止等）

第8条 施設管理者又は補助者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設内に立ち入ることを制限し、若しくは禁止し、又は必要に応じて退去を命ずることができる。

- (1) 旗、のぼり、宣伝板その他これらに類する物を施設内に持ち込む者
- (2) 施設内に銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込む者又は持ち込もうとする者
- (3) 正当な理由がなくして、施設内に拡声器を持ち込もうとする者
- (4) 施設内において、放歌、高唱又は練り歩く等の行為をしようとする者
- (5) 施設内において、座込みその他通行の妨害となるような行為をする者又はこれらの行為をしようとする者
- (6) 粗野又は乱暴な言動で、他人に迷惑を及ぼす行為をする者
- (7) 施設内において、施設等（立木を含む。）を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をする者又はこれらの行為をしようとする者
- (8) 面会を強要する者
- (9) 退出時間を過ぎても施設内に長居している者
- (10) 施設内において、従業員に対し苦情等で長時間或は繰り返しの面談を強要するなど従業員の業務を妨害する者
- (11) 施設内において、金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売する者
- (12) 施設内において、喫煙及び火気使用等健康増進法に違反したり、火災予防上危険

を伴う行為をする者又はこれらの行為をしようとする者

(13) 前各号に掲げるもののほか、施設内における秩序の維持、施設の適正な管理又は災害防止に支障のある行為をする者

(14) この規程若しくはこの規程に基づく命令又は関係従業員の指示に従わない者

2 施設管理者又は補助者は、前項各号に掲げる器物の所有者又は占有者等に施設内における秩序の維持、施設の適正な管理又は災害防止のため、必要があると認めるときは、その撤去を命ずるものとする。

3 施設管理者又は補助者は、第1項各号に掲げる器物の所有者又は占有者等が、前項の命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は施設内における秩序の維持、施設等の適正な管理若しくは災害防止のため、緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去し、搬出することができるものとし、これに要した経費は相手方の負担とするものとする。

(火気の使用)

第9条 施設内で火気を使用しようとするときは、火気使用届(様式任意)を施設管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、施設管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 施設管理者は、前項の許可をするときは、必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができるものとする。

(施設損傷等の届出)

第10条 施設等を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を管理者に届け出ると共に原状回復の義務を負うものとする。

(遺失物の届出)

第11条 施設内において遺失物を拾得した者は、直ちに当該遺失物を施設管理者に届け出なければならない。

(指定区域の立入禁止)

第12条 施設管理者が指定する区域には、関係従業員以外の者は、立ち入りしてはならない。

(清潔及び整理)

第13条 施設内においては、何人も清潔の保持及び整理に努めなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、施設等の管理及び秩序保全に関し必要な事項は、施設管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月20日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

施設使用許可願

医療法人社団まりも会
理事長 平松 廣夫 殿

申込人 郵便番号
住所(所在地)
氏名(名称)
代表者 (印)
(役職・氏名)

医療法人社団まりも会ヒロシマ平松病院及び関連施設を使用したく、下記の者について、施設使用許可証の発行をお願いします。なお、施設使用にあたり、医療法人社団まりも会施設管理規程を熟知のうえ、遵守することを誓約いたします。

1. 施設使用日時 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分
2. 施設使用場所 ()
3. 施設使用目的
()
4. 施設使用者名簿

整理 番号	ふりがな	住所	所属
	氏名		
	生年月日	連絡先 (TEL)	連絡先 (TEL)
1 担当者			
2			
3			
4			

※名簿への記入は、名刺の提出に替えても差し支えないものとする。

(様式第 2 号)

施設使用許可書

_____ 殿

医療法人社団まりも会
理事長 平松 廣夫

医療法人社団まりも会施設管理規定に基づき、下記のとおり施設の使用を許可します。

記

1. 使用日時

2. 使用場所

3. 施設使用許可証発行者

別紙、様式 1 号施設使用者名簿のとおり

3. 使用目的

4. 特記事項【その他特記すべき事項がある場合】

以上

許可証発行日 令和 年 月 日

許可番号 No.

担当者氏名

(様式第3号)

GUEST PASS

施設使用許可証



医療法人社団 まりも会
理事長 平松 廣夫